森林区分について

県では、平成２２年３月２６日制定の「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」に基づき、「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針」を策定して、県内の森林を重視すべき機能等に応じて「木材生産林」と「環境保全林」に区分し、それぞれの目的に応じた森林づくりを推進します。

森林区分	森林の基準	施策の方向
木材生産林		
第１種 木材生産林	○事業体等が、県との協定に基づき、低コスト集約化施業により木材生産を行う森林	○県が、協定を締結した林業事業体等が行う、低コスト集約化施業に対し重点支援を実施 採択要件として、施業面積及び出材量に規模要件を設定 （低ｺｽﾄ集約化施業…作業道整備、林業機械導入、利用間伐等）
第２種 木材生産林	○森林所有者自らが木材生産を行う、第１種木材生産林以外の森林	○県が、森林所有者自らによる木材生産に対し 既存の補助事業等の活用による支援を実施
環境保全林		
施業放置 解消林	○県が、市町村、森林所有者との三者協定に基づき、施業制限を条件に、強度間伐の実施により施業放置の解消を図る森林	○県が、市町村、森林所有者との三者が10年間の施業制限（主伐禁止等）協定を締結した森林について、強度間伐を実施
里山整備 ・利用林	○整備実施者が、森林所有者との協定に基づき、里山林として整備・利用を行う森林	○県が、森林所有者と整備実施者との整備協定（10年間の現状維持）に基づき、整備実施者が行う、不用木竹の除去や下層植生（ササ、かん木等）の刈り払いに対し助成を実施
立入利用・ 眺望活用林	○県が、森林所有者との整備協定、及び、市町村と森林所有者との維持管理協定に基づき、立入利用や眺望活用のための整備を行い、県民等の利活用に供する森林	○県が、森林所有者との整備協定、及び、市町村と森林所有者との維持管理協定に基づき、不用木竹の除去や下層植生（ササ、かん木等）の刈り払い、広葉樹の植栽、林内歩道・標識・休憩施設の整備等を実施
法定伐採 制限林	○森林所有者等による伐採等の行為が、自然公園法等関係法令により制限される森林	○県及び市町村等が、関係法令に基づき伐採等を制限（伐採禁止、許可や届出）
現状維持林	○森林所有者等が、伐採等の行為を行わず現状で維持・保全する森林	○県及び市町村が、県地域森林計画及び市町村森林整備計画に対象区域を規定し、不適正事象に対する指導、勧告を行うとともに、県が、現状保全に支障となる枯損木や下層植生除去に対する支援を実施
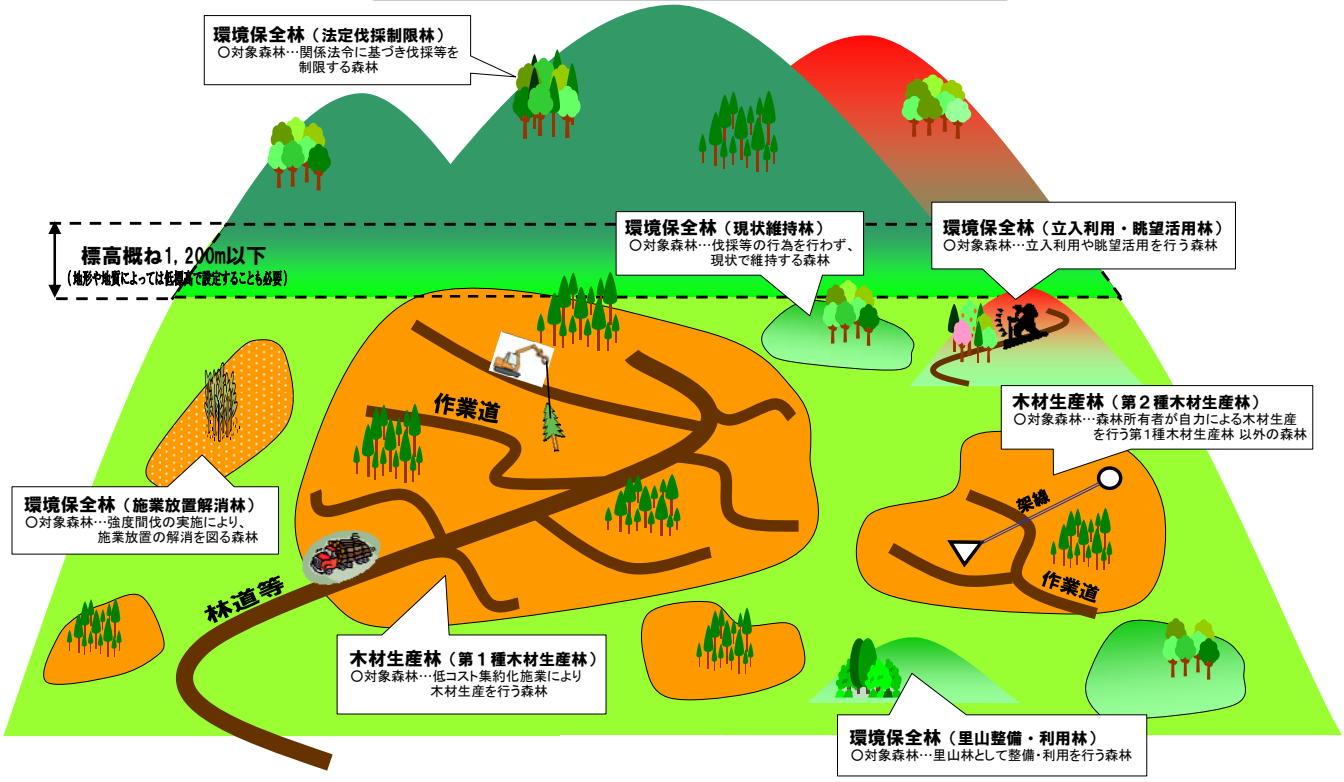
森林区分のイメージ図